

別添

KYOTOSIDE（Web サイト及び SNS）運用業務委託仕様書

1 委託業務名

KYOTOSIDE（Web サイト及び SNS）運用業務

2 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3 趣旨

本府が構築・運用している KYOTOSIDE の Web サイトや SNS を活用した情報発信力を強化するため、より受け手を意識した記事制作（企画、調査、取材、編集）を行うとともに、SNS を活用し、Web サイトの認知度向上や Web サイトへの誘客を図る。また、Web サイトや SNS のデータ分析を行い、分析結果や課題に基づき、記事内容や SNS の配信方法について改善し、Web サイトのアクセス数や SNS のリーチ等の増加を目指す。

4 業務内容

府が構築・運用している KYOTOSIDE の Web サイト及び SNS を活用し、府施策や府内の地域情報を発信する記事制作に係る業務（企画、調査、取材、編集）及び SNS 運用、分析提案業務、Web サイト運用保守業務。

（1）記事制作関連業務（企画、調査、取材、編集）

- ① 府の担当者及びライター、カメラマンと調整・連携を図りながら、府施策や府内情報を発信する記事の企画・制作を行う。
なお、制作する記事の数量は毎月 9～10 本、年間 114 本程度とする。
- ② 記事の作成に必要な情報収集や調査を行う。
- ③ 取材先への調整や、写真・動画撮影を行う。
- ④ 記事を編集し、指定されたサイト等へ記事等のアップロードを行う。
- ⑤ その他記事配信全般に係る調整を行う。

（2）SNS 運用業務

- ① Facebook、X、Instagram を活用し、Web サイトの記事紹介やサイトへの誘導、リアルタイムの府内情報配信など、各媒体特性に応じた情報発信を行う。
- ② テレビ等のメディアで京都府域の関連特集が放映される際に上記の SNS で引用リツイートを行うなど、Web サイトへの誘導を行う。
- ③ 府 SNS との連携、府事業についての配信を行う。

（3）分析提案業務

- ① Web サイト、SNS のデータ分析を行い、課題を可視化した結果や、他の都道府県等の好事例について、毎月の定例会でレポートを提出する。
なお、レポートについては、訪問数・PV 数・訪問別 PV 数・平均滞在時間、直帰率、PV 数上位ページ一覧、流入キーワード一覧、SEO 記事の順位動向等指標に基づき、分析を行う。

- ② ①の結果に基づき、既存の記事内容や SNS 配信方法について改善や新たな記事提案を行い、Web サイトのアクセス数や SNS のリーチ等の増加を目指す。

(4) Web サイト運用保守業務

- ① Web サイトが円滑に稼働できる Web サーバを用意し、メンテナンスなど必要な対策を行う。
- ② WordPress 本体、テーマ、プラグインを適切にバージョンアップする。
- ③ 月 1 回、Web サーバのバックアップを行う。
- ④ Web サイト内の表示状況等に不具合が生じていないか確認し、不具合が認められた場合は、直ちに不具合箇所の修正を行う。
- ⑤ セキュリティ対策を最新の状態に保つ。
- ⑥ ログについて不正なアクセス等の異常がないか定期的に確認し、異常があった場合は、すみやかに府に報告する。
- ⑦ 運用に関する問い合わせや障害時の対応について、問い合わせ窓口を設置し、電話やメール等で対応する。

(5) 定例会

業務の遂行に当たり、府と月 1 回の定期的な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

5 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。
- (2) KYOTOSIDE の Web サイト及び SNS は、情報が拡散されることを目的としているため、受託者は、著作権人格権は行使しないことを原則とする。
- (3) 同様の目的で、受託者は、他の媒体で掲載・転載される可能性があることについて取材先へ承諾をとることとする。
- (4) 本業務でカメラマン・イラストレーターが提供した著作物（写真、動画、イラスト等）については、府の事業で活用するため、著作物の利用について受託者において利用許諾をとった上で納品すること。
- (5) 秘密保持
 - ①本業務に関し、受託者から府に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
 - ②本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。
 - ③受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

6 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。